

【法人(企業)】 受配者指定寄付金制度 ご支援(寄付)方法について

- ① 下記必要事項を本文にご記入のうえ、本校代表メールアドレス(E-mail) 『 info@shizugaku.ed.jp 』までお送りください。

法人・企業名:

実務担当者氏名:

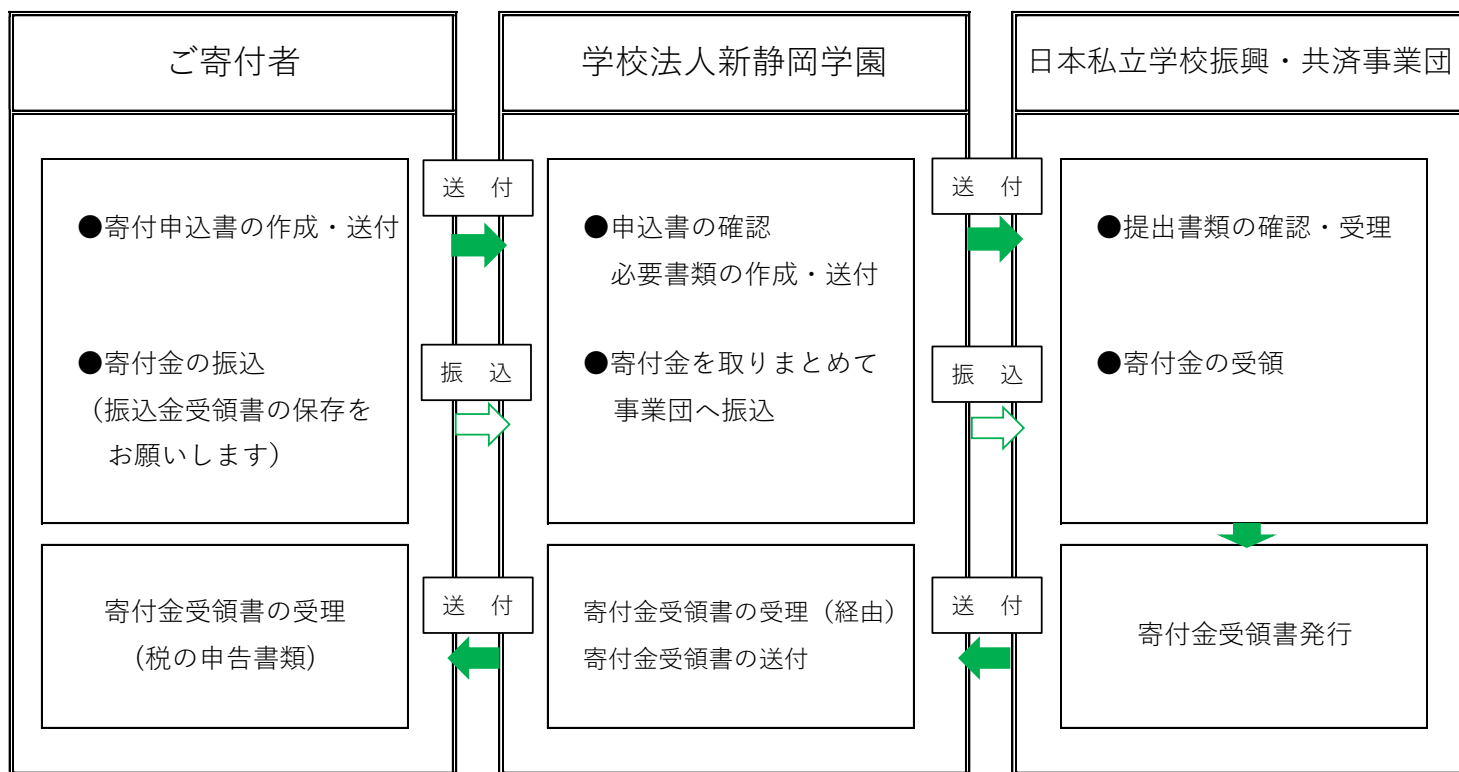
実務担当者連絡先(E-mail・TEL):

決算日:

振込期日(静岡学園→事業団):

- ② 本校にてE-mail 確認後、寄付申込書の様式を返信いたします。
- ③ 寄付申込書をご郵送された後、指定の寄付金振込先口座へご入金お願いいたします。
- ④ 本校が事業団へ寄付金振込後、寄付金受領書が届き次第、郵送いたします。
※寄付金振込後、事業団からの寄付金受領書の発行には通常3週間程度かかります。

受配者指定寄付金事務手続きの流れ



損金算入手続きには、事業団発行の「寄付金受領書」が必要となりますが、その受領日は、本学園から事業団に送金した日付となります(本学園にお振込みいただいた日付とは異なりますのでご注意ください)。事業団から「寄付金受領書」が発行され次第、本学園を通じてお送りいたします。

当該事業年度に損金算入を予定されている場合は、諸手続き関係上、決算日から起算して2ヶ月程度の余裕をもってご入金くださいますようお願い申し上げます。